

第3号議案

足利佐野都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成27年2月16日

栃木県都市計画審議会長 築瀬 範彦

都計第425号

平成27年2月9日

栃木県都市計画審議会

会長 築瀬 範彦 様

栃木県知事 福田 富一

足利佐野都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

足利佐野都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・4・114 号本城新山線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地 表 式 の 区 間 に お け る 鉄 道 等 と の 交 差 の 構 造	
幹線 街路	3・4・114	本城新山線	足利市 西砂原 後町	足利市 助戸 新山町	足利市 東砂原 後町	約 1,350m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差 4箇所	

理 由

足利市田所町周辺における、将来交通量や道路ネットワーク、既存道路との交差計画を勘案して見直した結果、本案のとおり変更するものである。